

日本で暮らす外国人のかかえる問題
～ フィリピン人技能実習生の問題を中心として ～
労働問題・日系人・偽装結婚・DV・JFCなど

技能実習生問題については私のHP <http://www.srk2002.com/> の中に掲載している、
「外国人労働者を巡る労働問題 ～ 技能実習生を中心として」をご参照ください。

はじめに

1．外国人問題に係った経緯 ～ 現在の状況

2．カトリック教会での外国人支援体制

3．日系フィリピン人

4．問題の事例

(1)不法就労とフィリピン人同士の問題

A 技能実習生の不法就労

B その他

(2)離婚にかかわる問題

フィリピンには離婚の法律が無い。

離婚と在留資格

(3)偽装結婚等の問題

【人身売買と思われる事例】

(4)死亡を巡る問題

日本人夫の死亡での遺産分割について

日系フィリピン人夫婦の例 (広での実習生の交通事故死・フィリピンでの葬儀)

(5)JFCを巡る問題・・・「寿寿」と「国際財団」との例

【介護施設寿寿】

【一般財団法人国際財団】

A 広島での事例の経過と問題点

5．技能実習生問題

(1) 技能実習生制度について

(2) 技能実習生問題のキーワード

本音と建前

コンプライアンス

恐怖感

(3) 国際交流と労働契約 = 恩顧と収奪の問題

(4) 問題の事例

強制帰国・保護

会社、協同組合と送出し機関からの嚇し・同僚からの敵視

賃金・残業代

住居と家賃

(5) 技能実習生全員に係る問題・・・実習生とされることでの不利益問題

脱退一時金とその所得税還付

所得税・扶養控除

帰国時の年末調整

6 ネットワーク造りの必要性

【新居浜の事例】

おわりに

はじめに

今日は標記の、「外国人技能実習生制度」とその現状を知る……私たちにできることは何か?……」についてお話しをさせていただきます。こうした問題は新聞等でも時々報道されていますのでご存知の方も少なく無いと思います。報道されている内容自体に問題は有りませんが、そこに付けられる識者のコメントや支援者側の文章として発表されたものなどを見ると事件として表に現れた部分についてもものでしかなく、それらの背景にある事件とは直接関係のない問題に触れられることは少ないようです。私自身同じような問題に遭遇し、解決したあと振り返ってみると、事件の部分については「ひどい話だった。」で済んでしまいますが、その背景にあるものを考えると、何とも割り切れない思いを抱くことも少なくありません。キリスト教会として外国人の問題に取り組もうとすると、こうした事件の背景にあるものを把握して、納得したうえで事が解決した後までも関与していく必要があるのではないかと考えています。こうした立場からすると、弁護士さんやユニオンの立場とは違ったものが見えてきますし、違った角度から見えていかざるを得ない部分もあるとおもいます。

1. 外国人問題に係った経緯 ~ 現在の状況

平成 19 年 8 月ごろ教会の会報でフィリピン人たちが広島フィリピン人協会(HFA)を結成したことを知り、自分の専門の労働に関する問題で相談にのれることもあろうかと声を掛けました。それまで、フィリピン人が教会にいることも日曜日の午後英語ミサがあることも知りませんでした。HFAと仲良くなり、英語ミサに出るようになるにつれ相談も増えてきました。相談を仲介するのはフィリピンの食料品などの移動販売をしている人達やこれまでフィリピン人の相談センター的な役割をしていたフィリピン人女性が中心でした。

活動が進む中で呉教会のフィリピン人たちと関係が出来ていきました。盆地状の小さな町であり、カトリック教会もあり、フィリピン人が経営するストアもあることからフィリピン人に関する情報が集まりやすく自然に密接な関係が築けていきました。そうした関係が出来上がったのも保護した技能実習生の住居として教会の一室を長期間提供していただいた呉教会の神父さまのおかげといえます。延べ 4 名、10 カ月間、教会のその部屋を独占することになりました。当然利用できなくなった日本人の信者さんから沢山の苦情が寄せられたと聞いています。このおかげで住居費の負担が不要になり、月々の生活費だけ用意すれば良かったのですが、この年は、延べ 70 万円、同時期に 50 万円の立替金が発生しました。こうしたことから基金造りを思い立ち、「フィリピン人労働者を支援する会」を受け皿として基金募集を開始しました。こうした非常時の基金積立てだけが目的であるためメンバーはいませんし、これまで活動費に一切支出してきませんでした。今年初めて、福岡県小郡市の技能実習生からの相談に応じるため初めて交通費等の支出をおこないました。この基金が無かったら、対応を断るか、どこか対応してくれるユニオンを探さざるをえなかったところです。

この福岡からの相談に直接対応することにした背景には、以前四国のユニオンに依頼したところ、帰国までに解決できず、帰国後も進展しない為、フィリピンから私に委任状を送らせ、同時に、こちらで作成した書類をフィリピンから労基署と入管に送らせて私が労基署と対応したことがありました。外国人の問題は、最悪の場合、強制帰国させられることも考える必要があり、帰国までには解決を図らなければ裁判以外解決が難しくなるためです。活動するためには様々な出費を伴います。広島・呉間の交通費は往復で 1000 円程度なのでまだいいのですが、保護して住居費や生活費また弁護士費用を立て替えるとなるとボランティアとしての活動範囲を大きく超えてしまいます。「金の切れ目が縁の切れ目」とならないように基金の積み立て第一として通常の活動費への支出は一切行わない方針で運用してきました。

次に毎年の相談件数については、相談受付窓口を設けている訳でもないのですが記録に

残したもののだけでも毎年50件程度のさまざまな相談が寄せられています。一般的な流れは、私の知り合いのフィリピン人達が窓口となって私に繋いでくれます。相談を受けた人が通訳として本人を連れてきます。労働問題であれば、話しを聞いて問題点を整理し、残業代等の労働問題であれば、未払残業代を計算した段階で、ユニオンに加入させて、ユニオンと共に団体交渉に入ると言う流れで対応しています。相談をうける場所を持っていない為、衆人環視の中ですが教会のロビーが相談場所となっています。

こうした活動の中から、広島市のスクラムユニオンひろしま、福山市の福山ユニオンたんぼぼ、呉市の働く者の相談室くれや弁護士さん方との関係を築くことができ活動の支えとなっています。

記録に残したもの 55件 の内訳

| 労働問題 | | | | | 脱退一時金 | 婚姻関係 | DV | その他 | | | 法律相談会 | セミナー |
|------|------|----|----|-----|-------|------|----|------|------|-----|-------|------|
| 強制帰国 | 賃金残業 | 労災 | 解雇 | その他 | | | | 在留資格 | 不法就労 | その他 | | |
| | 2 | | 5 | 8 | 12 | 2 | 3 | 8 | 2 | 13 | 4 | 1 |

国別等

| フィリピン | 中国 | ベトナム | スリランカ | 日本 | フェースブック(再掲) | |
|-------|----|------|-------|----|-------------|---------|
| | | | | | 国内から | フィリピンから |
| 41 | 2 | 4 | 1 | 7 | 2 | 12 |

市町村別

| 広島市 | 呉江田島 | 東広島 | 福山 | 今治 | 宇部 | 福岡 | その他 | フィリピン |
|-----|------|-----|----|----|----|----|-----|-------|
| 22 | 12 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 12 |

2. カトリック教会での外国人支援体制

キリスト教は困っている人に対しての慈善活動を当初からおこなっています。日本では、キリシタン到来以来、ミゼリコルジアといった組織がつけられるなどさまざまな活動が行われてきており長崎に本部のある「お告げのマリア修道会」などに受け継がれてきています。

キリシタンの教理書であるどちりなキリシタンの中に、慈悲の所作として、つぎの7項目がまとめられています。(マタイ 25 章 35～36 あなたがたは、わたしが空腹のときに食べさせ、かわいていたときに飲ませ、旅人であったときに宿を貸し、裸であったときに着せ、病気のときに見舞い、獄にいたときに尋ねてくれたからである。)

じひのしよさ

- 一には、飢えたる者に 食を与ふる事
- 二には、渴(かっ)したる人に 飲みものを与ふる事
- 三には、肌へを隠しかぬる者に 衣類を与ふる事
- 四には、病人と牢者を いたわり 見舞ふ事
- 五には、行脚(あんぎゃ)の者に 宿を貸す事
- 六には、囚われ人の 身を受くる事
- 七には、死がいをおさむる事 これなり。

ここに書かれていることは外国人の抱える問題すべてを網羅している内容といえます。カトリック教会では、こうした外国人の問題に対応するため、日本の中心的組織であるカトリック中央協議会の中に日本カトリック難民移動移住者委員会(J-CaRM)がおかれています。

「民族的排他主義が根強い日本社会で、多くの難民・移住者・移動者の人権や”いのち”の尊厳が侵害されている。本委員会は福音に基づき、多民族・多国籍・多文化共生社会をめざし、すべての人が神の子として、平等で基本的人権が尊重され、相互の文化・民

族性を尊敬し、ともに兄弟・姉妹として生きることのできる社会の実現のために働く。
そのために難民・移住者・移動者に対する各教区の司牧活動に協働する。」

この委員会のもとに16の司教区に日本カトリック難民移動移住者委員会(J-CaRM)が組織されています。この委員会の目的の中心は司牧であり、外国人個人が抱える問題に対する解決への対応は中心的な問題ではない為??、教会関係者と外部の支援団体との共同という形で進められている状況といえます。中でも大教区である東京教区はCTIC(カトリック東京国際センター)を、大阪教区はシナピス(からしだね)を組織して外国人の相談から解決に向かっての支援を行なっています。昨年、札幌教区では従来から設置していた「うえるかむはうす」にパートの専従職員を置いて対応するようになったと聞いています。

私の「フィリピン人労働者を支援する会」は教会とは関係のない組織であるため住所地は教会ではなく私の自宅となっています。しかし教会の施設を使用することには何ら支障はありません。現在相談窓口は有りませんが、教会が相談窓口を設ければ相談は大きく増加すると考えられます。また私の活動は、フィリピン人の友人を介してものであり、同じ問題を抱えた、ベトナム人、ブラジル人やその他の外国人とのルートは何もありません。相談窓口が出来ることで、各国語での宣伝が出来ますし、当然同じ問題を抱えた日本人からの相談も出てくるはずで、ブラック企業や学生のブラックバイトの被害者も少なくはないはずで、ただ相談窓口が問題解決まで対応する必要はなく、確実に解決に向かって対応してくれるユニオン等に繋ぐことができればそれで十分だと言えます。また正式に相談窓口が出来れば教会内外の知識経験を有した人達からの支援も期待できるのではないかと考えます。

3. 日系フィリピン人

これまでの経験から、フィリピン人を、「一般のフィリピン人～日本での生活基盤が出来ている人達」、良く問題にされる「技能実習生」そして「日系フィリピン人」の三つのグループに分けて考えています。日系人は3世までであれば来日して何の制約もなく労働することができるというところが他の外国人と違い、簡単に導入できる便利な低賃金労働者としてひどい扱いを受けています。

日系フィリピン人を一つのグループとして考えるようになったのは、広島のカキ養殖業を支えているのは、中国人技能実習生とこの日系フィリピン人達であることです。明確な統計は有りませんが、カキ養殖業で働く人の3分の2強が外国人で中国人技能実習生と日系フィリピン人が同数程度ではないかと考えています。技能実習生は制度で守られていますが、日系フィリピン人はそうしたものもなく社会保険や労働保険への加入は無視され、長年働きながらも夏場は仕事が無く帰国せざるを得ない状況に置かれています。日系フィリピン人が来日するパターンは、フィリピンの送出国が人を集め、日本の派遣会社が来日から派遣先での管理を行なっています。来日に要する費用と当座の生活費は派遣会社が貸付け、その返済が住むまでは拘束されると言った状況にあります。辺鄙な場所で外部との接触も少ないまま長年日本で生活しているため日本語が全く話せない人達が少なくありません。都市部で生活する日系人には言葉の問題は少ないようです。広島の重要な水産業であるカキ養殖に日系フィリピン人が沢山いることから問題意識を持ちました。全国的に日系フィリピン人に共通する問題だと考えています。

先日読んだ本に「ルポニッポン絶望工場」(講談社+新書)があります。この本の中でベトナム人留学生の問題が大きく取り上げられていました。留学生と言っても大半が日本語学校への留学生で実態は出稼ぎ労働者であることです。このグループも日系フィリピン人同様制度で守られている訳ではない為、と言うよりは「留学」と言う在留資格の制約から

労働問題とは違った問題を抱えるグループといえます。ベトナムからの技能実習生や留学生は凄まじい伸びを見せており、1~2年内には技能実習生のトップの座は中国からベトナムに代ると考えられます。

4. 問題の事例

(1) 不法就労とフィリピン人同士の問題

A 技能実習生の不法就労

今年の6月の終わりに、ユニオンから、山口市の警察にフィリピン人技能実習生女性2名とインドネシア人技能実習生女性1名が捕まっており、弁護士が接見に行くので通訳を紹介して欲しいと連絡がありました。捕まった原因は、製パン業で実習中であるが、終業後、社長が経営するレストランで働かされていたところに、警察署の会合があったことで実習生と分かり捕まった。不起訴となり、協同組合が移籍先を探すとのことになったとのこと。

8月の初旬、明石市で英会話学校を経営する人から11月まで技能実習で在留資格のあるフィリピン人を雇っている。以前勤めていた会社で暴力を振るわれたり、ひどい扱いを受けて辞めたとのこと、在留期間があり、紳士で、英語もうまいため雇っているが雇用してもいいのか不安になったとのこと。不法就労助長罪に問われるので、大阪教区社会活動センター(シナピス)に連絡して対応を依頼するよう伝えた。

カトリック東京国際センターから、今年の1月に実習先から逃走し、知り合いの所で働いていたが在留期限が1週間ほどに迫ったので帰国の相談に来た。労災事故後、ボヤを出したことから社長の妻からひどく叱責されたことが原因。どのように進めるかの相談だった。管轄入管は名古屋のため出頭すると3か月の特定活動の在留資格が認められた。監督署も協力的であった。目黒教会に宿泊し、日曜日に川口教会のミサにでるとのこと。所持金は1万円程度らしい。

B その他

短期ビザでお姉さんを訪ねてきて姉の職場で働いた。

フィリピン人のクラブ経営者が短期ビザで来日していたタレント資格を持っているフィリピン人を紹介され雇用したが、すぐ通報された。嵌められた。

短期ビザで繰り返し来日して飲み屋で働いていた

フィリピン人の不法就労で挙げられた話を聞いていると自分に反感をもっている身近なフィリピン人の同僚が警察なり入管に連絡したと当事者から良く聞きます。誰かが連絡しなければ警察や入管が出張ってくることはまずないので正しいのかもしれませんが。また短期ビザで頻繁に来日を繰り返していたフィリピン人に入管が不審を持ち、張り込みの結果不法就労で逮捕された例もありました。

フィリピン人の問題に係っているとこうしたフィリピン人同士の個人的な確執やビザや語を話すグループとイロカノ語を話すグループとの確執また会社の通訳がその権力を背景に支配すると言った問題で私たちの活動が阻害されることが少なくありません。

(2)離婚にかかわる問題

離婚に関する問題は非常に多く、相談を聞いても 2 回目に続かない例ばかりです。その原因はフィリピン人は噂話が好きなので噂話として広がるのを心配しているのだと説明されることがあります。

フィリピンには離婚の法律が無い。

日本では法律上離婚は簡単な話ですが、フィリピンには離婚の法律が無いため、日本で離婚が成立したとしても、フィリピンの戸籍は婚姻したままの状態が継続します。そのため婚姻無効の裁判を起こして婚姻自体を無かったことにする必要があります。裁判費用は 60 万円以上、期間も 6 か月以上かかるということです。これは分割で支払う場合とのこと。一括で支払うと早く終わるとのこと。フィリピン独特のスタイルのようです。

離婚と在留資格

婚姻無効の裁判はフィリピン人独特の問題ですが、全ての外国人にとって重要な問題として在留資格の問題があります。結婚して来日すると在留資格は「日本人の配偶者等」になります。この在留資格は、離婚したり、御主人が死亡すると在留理由が消滅して、現在持っている在留期限が切れるまでに出国する必要があります。日本人との間に子供が生まれており、その子が日本国籍を持っていれば「定住者」の資格に変更することで在留可能です。子供がいない場合であっても、5 年程度以上婚姻生活が続くと「永住者」という在留資格に変更可能となり、永住権を取得できます。

(3)偽装結婚等の問題

「偽装結婚して日本に来ている。」

「結婚して来日したが、腎臓移植に依らなければ帰国させる」

「最初にタレントとして日本に来たときは年齢の関係で他人のパスポートを使った。」

「親戚の子が誰かにパスポートを使われて外国に行かれない。」

等の話しがよく聞かれますが捕まったと言う話はほとんど聞いたことがありません。

来日前にフィリピン人との間に産んだ 20 歳を超えている女の子を来日させるため日本人の知人と偽装結婚させたが何度申請しても入管が認めてくれないと言ったものがありました。この例では日本人が生活保護を受給していたから当然許可されることは無いでしょうし、さたまさしの関白宣言のような誓約書に両親ともどもサインさせられている人もありましたし、社長が自分の会社の社員と結婚させて愛人として囲っていたと言う例もありました。これはDVで飛び込んできた例でした。

【人身売買と思われる事例】

技能実習生の時、日本人と結婚しているフィリピン人夫婦から日本人を紹介され、帰国後結婚して来日した。日本人夫 63 歳、フィリピン人 32 歳、夫の妹 61 歳が同居

結婚した理由は、「フィリピンに帰っても仕事が無いし、家族の生活を助けるため結婚する。」と言うもので見合い結婚と考えていた。

仕事を始めると夫から給料の半分を出すように言われ困ったが、同居中の主人の妹からも「あげないと主人が可哀想」いわれ、最初 3 万円、後に 5 万円渡すようになった。

彼女が仕事(マツダの一次下請け)で遅くなったとき個人タクシーの運転手をしている夫に迎えを頼むと料金を取られていた。

タクシー代のことまた生活上のことなどで相談にのってくれないため口論となり、彼女が「私のことが嫌だったらフィリピンに帰る。」と言うと「フィリピンに帰るか、別

のアパートに移るならビザはOK」と言われる。

数日後には、仕事が終わって家に帰ると、離婚届に署名するように言われ、パソコン、携帯など買い与えたものを返せと言われたため家を出てアパートを借りた。

最近では離婚届を書かせたい様子で派遣会社に電話してきた。

主人の話では、照会した日本人から「働く様になれば給料の半額がもらえる。」との条件を提示されたから結婚したとのこと

彼女を紹介した夫婦は彼女にはお見合い相手の紹介とだけ話し、日本人には「働く様になれば給料の半額がもらえる。」と持ちかけていたと思われます。来日して仕事をするようになったフィリピン人が給料の半分の支払いを強要されると、それに従わなければ離婚=帰国とならざるを得ず、帰国すれば結婚無効の裁判の費用負担が生じ、しぶしぶ了承せざるを得ないのではないのでしょうか。仲介した男が紹介手数料を日本人から取っているかどうかは不明ですが、偽装結婚仲介と言うよりは日本人との結婚を餌にした人身売買と考えられます。

(4)死亡を巡る問題

日本人の主人が死亡したことからの問題は少なくありません。例外なく親族がフィリピン人の妻に財産の相続させないため帰国させようとするものです。ただ相談に出てくる者はほとんどありませんでした。

日本人夫の死亡での遺産分割について

結婚後10年経過し、夫が自宅の階段から落ちて死亡した。同居家族は夫と90歳ぐらいの夫の母親との3人暮らしで、夫は年金生活、妻は水産会社で働いている。

夫には日本人と離婚し、元妻のもとに子供が一人いる。

近所に住んでいる夫の妹から次のような内容の遺産分割協議書にサインを求められている。

(A)自宅は妹が相続し (B)別にある土地は妹が500万で購入し、妻と子供が折半する。
◎夫の預金通帳は6冊あるが全て残高がゼロ、口頭で、4年間はこの家に住んでいいとのこと。これは母親の面倒をみさせたいためと思われる。

弁護士に依頼することで話が終わったが、数日後、怖いのでこのままでいいとの連絡がある。

日系フィリピン人夫婦の例 (広での実習生の交通事故死・フィリピンでの葬儀)

心臓発作で夫が突然亡くなりました。この情報はこの夫妻の友人から教会の世話をしているフィリピン人に「明日葬儀がある」と連絡がありました。いつでも行けるように神父様の日程もすべてキャンセルしてもらって待機していたところ葬儀の日の早朝連絡があり直ぐ行くと葬儀のため沢山人が集まっていますが、どのような宗教での葬儀が分かりませんでしたし、死亡した夫の兄弟は名古屋からまだ着いてはいませんでした。妻の、「親戚がそろいのを待ってミサをあげてもらいたい」との希望からこの日の葬儀は中止となりました。この会社には40数名のフィリピン人がおり、日本人と結婚しているフィリピン人女性が会社の通訳としてこの人達の世話をしているのに教会には一切連絡してきていません。

この背景には、この会社で、仕事を巡る諍いからフィリピン人女性がフィリピン人男性から暴力を受け流産すると言う事件がありました。会社の対応が充分ではなく、不満の収まらない彼女が私たちに加害者を警察に捕まえてもらいたいと連絡してきたものでした。

彼女の話しを聞いている中で、通勤災害、残業問題や社会保険未適用など様々な問題があることが分かり、ユニオンに加入させて団体交渉に入ったことをこの通訳は自分の立場を脅かすものと捉えたようです。この通訳は江田島に住む日系フィリピン人達に富山の置き薬の形態で物品販売も行っていますし、病気などの場合にはよく世話を焼いています。しかし江田島で始めた月1回のミサに対しては皆に参加しないようにと圧力をかけてきました。

こうした物品販売をする人達は私たちの活動にとっては大きな情報源として機能しますが、彼女のように会社に所属している人達は自分の仕事を守るため私たちの活動を阻害する方向に動いていきます。協同組合の通訳をしている人達も同様で、フィリピン人の神父さまの要請でユニオンと私で行なった英語ミサ後のセミナーに自分に関係する実習生を参加させず連れて帰ったこともありました。

(5) JFCを巡る問題・・・「寿寿」と「国際財団」との例

JFCの問題には様々なものがありますが、日本人の父親から認知を求めて来日し、裁判を起こす人たちがいます。このこと自体悪いことではないけれども、「良いことなのか？」と考えると疑問があります。子供が自分の意志で、自分のルーツを求めて父親探しに来日するのであれば問題は無いでしょう。認知されていない小さな日本人の子供を連れて認知の裁判を目的として来日する人たちがいます。しかしその本来の目的は子供が日本国籍を取得すれば日本で働くことができるし、養育費等をもたらうことができると言うところにあるのではないかと思います。こうした思いに付け込んで、認知されていない子供の親や子供たちを探し出して食い物にしようとする人たちがいます。そうした問題として大きな事件が二つありました。一つは、平成26年7月に報道された奈良県の老人介護施設寿寿、あと一つは平成27年2月に報道された岐阜県で不法就労で摘発されたJFCを食い物にした国際財団を巡る問題です。

【介護施設寿寿】

認知されている子やこれから裁判で認知を求める親子を援助するとして来日させたものです。こうした人達や日系フィリピン人を招来し、老人介護施設で働かせること自体目の付け所もいいし、特別問題は無いといえますが、来日に要した費用を貸し付けることで転職の自由を奪い、日勤のみと言う労働条件を守らず宿直勤務も月13回組み込み、さらには過労死した時には損害賠償の権利を放棄するなど記載された契約書に署名させるなど人権を無視した奴隷的状态で拘束されていたためこうした過酷な状況から助けを求めて逃走したと言う事件です。

【一般財団法人国際財団】

この事件は平成27年2月に毎日新聞がトップ記事として報道しています。概要は日本人との間にできた子供を持つ母親や認知を望む子供たちを集めて来日させて裁判を行なう期間中パブ等で不法就労させていたものです。来日費用に60万円かかったなど不当な借金を負わせられて酷使されたため、逃走して助けを求めたものです。この事件の中心には法務局に一般財団法人国際財団として登記された組織があります。国際財団には弁護士が評議員に名を連ねており、この弁護士が中心となって全国的に認知裁判を行っているようです。フィリピンで認知可能な子供を持ったフィリピン人を探し出すブローカーがこうした人達を来日させています。その中でも岐阜の例は異常なものでほとんどはこうした問題も無く静かに進ん

でいます。しかしそこにはビジネスとして動いているため様々な問題が潜んでいます。

この報道の1か月前認知裁判進行中の人から相談が寄せられていたのでその辺りからこの組織と問題点を見ていきます。

A 事例の経過と問題点

来日までの流れ・・・タレントで来たときのブローカーKから認知セミナーに誘われ、認知の可能性が高いため選ばれて来日し、世話を受けている。

日本での関係者・・・Kと大家と弁護士がワンセット・・・国際財団がどのような利益を得ているか不明

来日時の費用等・・・来日時費用等はK、家賃は大家に、裁判手続きと入管関係は弁護士で弁護士費用が90万円、在留資格更新が5万円

相談に来た原因・・・裁判が長引き、家賃等の費用を支払っていない状況から、「フィリピンの家売ってこれらの費用にしたらどうか」と弁護士からいわれたことから不信感が募った。来日時の費用等も不明確だった。

子供の学校・・・1年たつがその間子供は学校に行かせてもらっていない。たちまちは市の国際センターの日本語教室に通うようにし、4月から小学校に通えるようKに話しをさせた。

認知される・・・27年7月に認知の裁判が勝訴となるが、弁護士から、今まで支払いを受けた残りが70万円あり、月3万円の返済契約書にサインさせられた。同時に、生活保護を受けてはいけないと言われた。

認知後・・・労働可能となり就職するが低賃金で生活は苦しかったため生活保護の手続を行なう。その後、バスの中で知り合ったフィリピン人からその人が働いている造船所の仕事を紹介され生活が安定した。

28年7月下旬に在留資格申請の更新の保証人を依頼してきたため、入管に同行して手続を行なった。

問題点

- ・認知裁判を行なっている状況等を隠ぺいするため生活上いろいろ制約をうけている。子供が学校に通学させてもらえていない、教会に行ってはいけないなど。
- ・認知後生活保護の受給を弁護士から禁止された。
- ・裁判に父親が出廷せず、子供と会えないことから、子供が父親に憎しみを抱く。
- ・子供は現在11才であり、日本語は話せるようになっているが、読解能力は小学校低学年レベルで、これから高校大学への進学できるか。フィリピンにいれば生活に困ることは無く大学まで進学できている。
- ・弁護士費用90万円は常識外の金額あり、勝訴で獲得できる慰謝料や賠償金で費用が賄えることを前提として来日させており、そうしたものを取得できないときにはこの例のように大きな借金を負うことになる。
- ・弁護士費用の他にブローカーに支払った費用が不透明で不信感を抱いている。
- ・このケースではフィリピンで家賃収入があり仕送りで生活が出来ているが、他の家族は裁判中の生活費を稼ぐため不法就労している人もいた。
- ・母親は、子供の父親とタレント時代知り合い、妊娠したことから帰国させられ、仕送り等受け、家を2軒建ててもらっている。
- ・多くの例がタレント時代の不倫ないし、恋愛関係で出産しておりそれなりに補償を受

けていたりするが、それが無くなったからまた日本で生活できるとの誘惑からかなりの歳月が経過した後に裁判のため来日している。

- ・ 子供の認知と言った面からみると問題ないとしても、こうした状況を考えると何とも言えない気持ちになる。

5. 技能実習生問題

技能実習生制度について、支援する弁護士さんやユニオンまたマスコミを始めその他の支援団体の人達はアメリカ国務省の「奴隷制度である」との指摘を支持して廃止しなければならないと言っています。しかし、それが事実なのかとなると即断はできません。彼らはその根拠の一つとして労基署の調査に基づいて受け入れ企業の70%に問題があることを挙げています。しかし日本人を対象にしても同じような数字が出てきます。技能実習生の場合、労基署の調査結果を見ると残業代や解雇等で問題があるのは30%前後の企業についてです。当然、全てが悪質なものではなく、そうした問題があったと言うものも含まれており、悪質な企業の割合は明確ではありません。技能実習生達は色々な情報を探してユニオンに相談に行く例が少なくありませんが、悪質なものばかりではありませんし、相談に来るのは氷山の一角でしかないのは事実です。その内の特に悪質なものが裁判に進むこととなります。こうした事例を取り上げて「奴隷制度」と一括りにして批判することには問題を感じます。弁護士さんやユニオンは相談に来た人達だけとの接触しかないので「扱った事例が全て」と短絡した発言と言えます。当然そうしないと技能実習生制度の抱える問題を解決できないからかもしれません。

しかし日ごろから技能実習生と接している者にとっては多少の問題は有りながらも仕事と日本での生活を楽しんでいる技能実習生達の方がはるかに大勢いると感じています。ただ縫製業等一部の業種については過重労働と低額な残業代で酷使され問題が集注しています。実際に悪い企業がどの程度あるかとなると統計自体が無いので何とも言えませんが労基署の調査結果や私の周りの人達の話しから推測するとほんとに悪い企業が30%前後、問題の無い企業も同程度で後は多少の問題がある企業と見ています。ただ問題が無い企業とは言っても低賃金・使い捨て労働者との感覚がそれなりに有るところに大きな問題があるといえます。

ちなみに入管が発表した平成27年の不正行為報告238件の内訳を見ると、1位が繊維衣服関係の94件(39.5%)、2位が農業漁業関係の67件(29.1%)、3位が建設関係の20件(8.4%)となっています。一部の業種に問題が集注しています

また受入事業所の規模で見ると10人未満の事業所で50.9%、50人未満では81.7%となっています。こうした事業所では最低賃金で雇用できる技能実習生は不可欠の労働力と言えるでしょう。

| | 25年 | 26年 | 27年 |
|---------|-----|-----|-----|
| 繊維・衣服関係 | 75 | 76 | 94 |
| 農業・漁業関係 | 79 | 88 | 67 |
| 建設関係 | 16 | 16 | 20 |
| 食品製造関係 | 15 | 11 | 19 |
| 機械・金属関係 | 7 | 12 | 10 |
| その他 | 18 | 15 | 28 |
| 計 | 210 | 218 | 238 |

| | 割合 |
|----------|-------|
| 10人未満 | 50.9% |
| 10~19人 | 15.5% |
| 20~49人 | 15.3% |
| 50~99人 | 9.3% |
| 100~299人 | 6.5% |
| 300人以上 | 2.4% |

【参考】平成27年度12月 その他の大半はベトナム人と考えられます

| 都道府県 | 外国人総数 | 技能実習生 | | | | 留学生 | 国籍別総数 | |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 合計 | 中国 | フィリピン | その他 | | フィリピン | ベトナム |
| 広島 | 42,899 | 10,692 | 4,540 | 1,700 | 4,452 | 3,649 | 6,265 | 4,859 |
| 岡山 | 22,439 | 5,446 | 2,541 | 326 | 2,579 | 3,300 | 1,682 | 2,939 |
| 山口 | 13,875 | 2,564 | 1,358 | 190 | 1,016 | 1,304 | 1,203 | 1,269 |
| 島根 | 6,600 | 1,352 | 803 | 25 | 524 | 264 | 835 | 362 |
| 鳥取 | 3,965 | 1,069 | 491 | 15 | 563 | 216 | 503 | 453 |

(1) 技能実習生制度について

| | |
|--------------------------------|---|
| 公益財団法人 国際 研修協力機構 (JITCO) | 法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の五省共管により外国人技能実習制度・研修制度の適正かつ円滑な推進に寄与することを目的として 1991 年に設立された財団法人。 |
| 関係機関 | 送出機関・・・・・・・・募集、出国前の日本語教育や帰国までの管理等 第1次受入機関(協同組合)・・日本での実習中の管理 第2次受入機関(会社)・・・・労働契約を結び実習を実施 |
| 労働組合 | 水産業では海員組合への加入が義務付けられている。 組合会費は月 3000 円 海員組合が技能実習生と接触することは無い。 |
| 管理費 | 実習生管理のため協同組合は会社から管理費を徴集している。 ある組合では、実習生一人につき毎月 3 5 千円の管理費を徴集している。この内 5 千円は送出機関分。 |
| 会社への監査 | 協同組合には毎月及び 3 カ月に一回の監査が義務付けられている。 JITCO も随時立入り調査をしている。 |
| 実習期間 | 3 年の実習期間が原則で、2 年目に進むためには技能認定試験合格が必要。 技能実習で来日は 1 回限り。 |
| 在留資格と雇用契約 | 在留資格は「技能実習」で、1 年ごとに更新。 雇用契約は在留資格更新に合わせて更新される。 団体交渉途中に契約更新時期が来ると次年度契約を拒否してくる場合がある。 入国申請時には 3 年間の労働契約書と 3 年間の実習計画書が入管に提出されており、実習生も 3 年間の労働契約と認識している。(個人情報開示で入手可) |
| 転職・アルバイト | 指定された職種また会社でしか労働できない。 会社の業績不振で休業が続いてもアルバイトができず生活が苦しくなる |
| 賃金 | 日本人並みの賃金と指導されているが最低賃金で支払われている。 各種手当類はなく基本給のみが普通。 基本給は時間給支払であるが、支給方法として次の二つの方法がある。 a 毎月「出勤日数×所定労働時間×最低賃金」で計算 b 上記算式で 1 年間の賃金総額を算出してその 1 2 分の 1 を月給で支給 「a」の方式では 8 月と年末年始など月の半分が休日になり賃金が半額となり生活に困窮する例がある。 残業が無い場合の賃金： 13 万円-5 万円(社保家賃) - 4 万円(仕送)=4 万円 |
| 家賃 | 一般的に老朽化した居室に多人数で生活し、実費換算すると過剰な家賃が徴収されている。 福岡県の例では、4 室の戸建て住宅に 1 8 人が入り、光熱費込みで一人当たり 2 5 千円、合計 4 5 万円徴収されていた。 最低賃金改正により増加した賃金と同額を家賃に上乗せする。 |
| 他の会社への移籍 | 会社の業績悪化や倒産で解雇となると実習職種に該当する移籍先があれば実習継続可能。なければ帰国となる。 実習職種外での実習が判明すると前項同様となる。 実習先に問題があるとの実習生からの訴えで移籍させる協同組合もある。 |
| 母国での保証金 | 保証金を積んで来日することは認められていない。 フィリピン以外は保証金がある様子。 |
| 往復旅費 | いかなる場合であっても受入機関の負担となる。 本人の帰国希望の為本人負担と言うことは無い。 |

(2) 技能実習生問題のキーワード

技能実習生の問題は例外なく賃金未払や年次有給休暇や解雇などの労働問題です。これらは日本人にとっても共通の問題といえます。

しかし、技能実習生という立場から発生してくる問題を理解していないと技能実習生の問題を正しく把握できませんし、支援する場合にも対応を間違ってしまうことになりかねません。(技能認定試験、強制帰国、会社・協同組合・母国からの脅しに屈する)

そのため技能実習生問題を理解するためには、三つのキーワードから見ていくのが良いと考えています。本音と建前、コンプライアンス、恐怖感、の三つです。

本音と建前

技能実習生制度の建前は、日本の進んだ技能等を技能実習生に覚えてもらい、その国の経済発展を担う人材育成を目的とした、我が国の国際協力・国際貢献というものですが、本音は、日本人が働きたがらない3K職場での労働力確保のため、3年を限った低賃金労働者の導入ということになります。

一方、技能実習生にしても、技術の習得が目的ではなく、出稼ぎが目的です。帰国しても仕事が見つからない為、中近東や韓国などに出稼ぎに行くことを予定している人も少なくありません。中には、事業拡張の資金稼ぎを目的とした人達や、裕福な家庭の子弟もあり、留学生として再来日してきた人もいます。

コンプライアンス

本音の部分は受け入れる側も技能実習生も利害が一致しているので特別問題がありません。しかしこの本音の部分である低賃金労働者の確保が出来なければ会社は倒産することをしっかり認識できず、労働法を無視したり、人里離れた土地に監禁状態にしたり、携帯の所持禁止や教会に行ってはいけないなどと人権を無視して、技能実習生制度を「使い捨て労働者の受け入れ制度」と勘違いしている会社があります。中には「借してもいない借書にサインさせ、それを毎月返済させている。」会社もあるそうです。

こうしたコンプライアンスを守らない一部の会社によって技能実習生制度は奴隷制度として批判を受けています。実際こうした会社がどの程度あるかは分かりませんが、個人的な感覚では20~30%程度がかなり悪い会社、特別問題のない会社も同じ程度ではないかと感じています。

ただ問題のない会社であっても寮の規則違反等些細な問題で見せしめのために帰国させると言ったことが当然のこととして行われています。こうしたところにこの制度に係る人達の不気味さを感じさせられます。

技能実習生制度が「本音と建前」の世界で運用されている趣旨を理解できないこうした行為をみると、せつかくのいい制度なのに自分で自分の首を絞めているとしか言えません。

恐怖感

私たち日本人にとって日本は非常に安全な国と意識しています。財布や携帯を落としてもまず手元に返ってきます。しかし外国ではそうでしょうか。技能実習生の裁判で弁護士さんと打合せした帰り道、この技能実習生から、「あの弁護士は信用できるのか。フィリピンでは相手がお金を渡せば相手の味方をする。」と言われました。

確かに、フィリピンも中国も、警察でさえお金を渡せばどうにでもなるという話を聞きます。そうした世界から来ている人達が支援している私自身また教会に来ている人達を含めて信用できるはずがありません。相談すると会社に通報されるのではないかと不安を持っています。ですから相談に来る人達は切羽詰まった人達か、私たちと信頼関係が築けた勇気ある人達に限られます。

今、呉市の造船所で働く技能実習生が仕事中に目を怪我して、ものが二重に見える状態

になって、仕事を休んでいます。いくつかのルートで相談に来るよう話しをしてもらっていますが、「教会に行ってはいけない。」との指導をしっかりと守っています。彼にとって、信用できるとすれば常に接触のある協同組合や会社また同国人の通訳であって見ず知らずの私たちや教会ではありません。

(3) 国際交流と労働契約 = 恩顧と収奪の問題

雇用主にとって、技能実習生は、外国人であると同時に自分の雇用している労働者であるといった二つの面を持っています。外国人に対して国際交流の立場から接していくのは良いことですが、この二つの立場をしっかりと分けて考えることができず、混同してしまうと思わぬ問題が発生してしまいます。

要するに日本人の意識の中にある「良くしてもらっているから少々のことなら我慢しよう。」という意識を外国人に対しても自分勝手に押し付けて考えているところです。例えば、バーベキューパーティーを開いてやった、宮島に連れて行ってやったのにわずかな残業代をなぜ問題にするのか、言ったものです。江田島での事件の報道を見ても被害者はこうした感情を持っていました。

(4) 問題の事例

強制帰国・保護

a 見せしめとしての強制帰国

- ・技能実習生が会社に残業代等の改善を要求した場合
- ・寮の規則違反、妊娠等

b 会社の業績悪化による解雇。移籍先が無ければ帰国。

c 認定職種以外で労働させられていることが判明し、移籍先が見つからなければ帰国。

d ユニオンとの団交中の契約更新の拒否等

全て事業主側の都合によって帰国させるものです。次年度の契約をしないと云った問題は労働法上は問題ないとしても技能実習生制度のもとになっている入管法から見ると大いに問題があります。技能実習生制度は3年の実習を前提とした制度です。そのため入国前に在留資格の許可を得るためには3年間の実習計画書と3年間の期間を定めた労働契約書が入管に提出されています。こうした強制帰国がされると労働契約違反として残りの期間に対する損害賠償の請求が可能といえます。また団体交渉中であれば労働委員会に不当労働行為として提訴することになります。

会社、協同組合と送出し機関からの嚇し・同僚からの敵視

ユニオンから団体交渉の文書を出すと、送出し機関や家族からユニオンを脱退するようにとの連絡が入ります。例外なく、ユニオンは金儲けのために行っていると入管のブラックリストに載って再度外国に出かけることができなくなるなどの嚇しが入ります。また会社や協同組合からもユニオン脱退の嚇しがあり、ひどいものでは、本人達が「会社の物品を盗んで母国に送ったから警察に訴える。」とか「日本では10万円も出せばマフィアがこうやってくれる(ピストルで撃つ格好)。フィリピンも同じ。」との脅しがありました。こうした脅しに耐えるためには私たちとの信頼関係を築くことと、常に連絡がとれる体制を作っておく必要があります。

また協同組合が、他の実習生たちに、彼女たちの訴えが原因となって全員帰国させられるかもしれない云々の話がされることで、他の技能実習生達から冷ややかな態度を取られたり、不安を募らせて文句を言って来たり、ものを投げ散らしたりされ、言い争いが発生するなど、仲間割れを誘発してきます。

賃金・残業代

賃金関係では、残業代の未払が中心になります。その手口として。

- a 福岡県の農業の例では、残業単価が1年目300円、2年目以降450円、日曜日が4000円とされていました。月曜日から土曜日まで働いているため土曜日は残業扱いとなり25%増しとなりますがこれも無視されていました。
- b 子供が病気で帰国したいが帰国させてもらえないと相談に来た広島の実例では、残業代の問題は無いと本人たちは言っていたのですが、調べてみると、始業前の10分間のミーティング、昼休みが10分短縮、終業時間が10分延長され合計30分の未払がありました。
- c こうした残業代をチェックするためには、違法な手口を頭に置いたうえでの聞き取り調査と労働契約書とタイムカードなどの記録が必要になります。タイムカードが無い場合には、一定期間ノートに記録を取ってもらいそれから残業代を計算します。長い人では1年間記録した後に交渉に入ったこともあります。これは「怖いから帰国が近くなつてから会社と交渉してもらいたい。」との要望があったためです。注意しなければならないのは労基法上の時効が2年間であるため、帰国が近くなるほど請求できる期間が短くなることです。

住居と家賃

- a 老朽化した住居、狭いスペースに大人数が押し込まれ、高額な費用を徴集されている。
- b 先の福岡の例ですが、4部屋の戸建て住宅に18名が住んでいました。家賃は光熱費込みで1人25千円で合計すると45万円となります。協同組合の事務所の横に1階部分が駐車者スペースのプレハブを建て、2階に間仕切りはしてあるとのことですが40~50名が住んでいると聞いています。家賃は同じです。もし火事になれば逃げることは難しいと思われます。(労基法による寄宿舍としての届出が必要だが無視されている。)
- c この組合の管理費は15千円とのことでしたので事業主からもらうべき管理費の一部を実習生の家賃に振り替えているといえます。
- d 別な例では、最低賃金変更による賃金増加部分を家賃に上乘している例もありました。

(5) 技能実習生全員に係る問題・・実習生とされることでの不利益問題

技能実習生問題は、これまでお話ししたような賃金未払や解雇や労災事故などに対する一部の会社の理不尽な問題ばかり取り上げられ、「技能実習生制度は廃止しなければならない。」と批判されています。弁護士さんやユニオンが技能実習生と接触するのはそうした酷い事例ばかりだからやむを得ないかもしれません。

しかし全ての技能実習生がそのような環境にある訳ではありません。特別悪い事例ばかりを取り上げて技能実習生制度を云々するのではなく、全ての技能実習生に関係する些細な問題に目を向けてみよと改善を図らなければいけない問題も少なくありません。

今日はこの問題について詳しくは触れませんが、技能実習生全員に、また全ての外国人に関係する問題を3点紹介させていただきます。これは特別難しい問題ではありませんので、皆様の周りにいる外国人に対して力になっていただければ幸いです。

脱退一時金とその所得税還付

日本に在住する全ての人は年金に加入する義務があります。技能実習生の多くは厚生年金に加入しています。3年間で帰国すると年金保険料の掛け捨てとなるため、この防止策として保険料の一部が還付される脱退一時金という制度があります。簡単な手続きですが少なからず問題が発生しているため年金センターに送る書類のコピーを取っておくように指導しています。もしトラブルが発生したら、委任状とこのコピーと年金センターからの手紙のコピーを取り寄せれば年金事務所でどうなっているか調べることができます。

また脱退一時金には退職所得として 20.42%の所得税が課税されます。この源泉所得税については日本に住んでいる人を納税管理人とし確定申告すれば還付してもらうことができます。必要な書類は、委任状と脱退一時金の支給決定通知書の二つが必要になります。

脱退一時金に係る源泉所得税の問題は行政の嫌らしさと言うか外国人差別としか言いようがありません。日本人であれば、「退職所得の受給に関する申告（退職所得申告）」を会社に提出するだけで課税されることは有りません。脱退一時金申請書にこれを添付すれば済む話なので、この点を年金センターに問い合わせた所この手続きは認めていないとのことでした。

ちなみに3年間で7~8万円程度の源泉所得税が控除されています。現在18万人強の技能実習生があり、毎年3分の1の6万人が入れ替わるとすると源泉所得税の額は42~48億円となります。国は毎年技能実習生からこのお金を搾取していることとなります

留学生も国民年金への加入義務があります。しかし市役所に行って学生免除の手続きをとることで年金保険料を払うことなく障害を負ったときには障害基礎年金を受けることができます。意外とこの手続きが取られていません。

所得税・扶養控除

給料をもらうとき所得税が控除されます。もし自分に扶養している家族がいればその人数に応じて所得税が減額されます。外国人の場合も同じです。生活の一部を送金に頼っている奥さんや両親等は被扶養者として扶養控除の対象となります。技能実習生だけでなく定住している外国人でもこの手続きしている人は多くないと思います。この手続きは毎年1回会社に書類を提出するだけの手続きで済みます。

16歳未満の子供については子供手当が支給されるため扶養控除の対象となっておりません。ただ子供手当は日本国内に居住していない子供に対しては支給されない決まりとなっているため技能実習生にとっては不満の残るところです。

中国人の技能実習生と留学生については租税条約によって所得税が課税されることはありません。技能実習生については問題ありませんが、留学生のアルバイトについては本人にも会社にこの知識が無いため課税されているようです。

帰国時の年末調整

サラリーマンの所得税は毎年年末調整として会社が1年間の賃金を基に所得税を計算して清算してくれます。年度の途中で帰国する外国人については、帰国時に年末調整する必要がありますが、これが無視されているのが現実です。会社が年末調整していなければ、日本に住んでいる人を納税管理人として確定申告すれば還付されます。

6 ネットワーク造りの必要性

外国人の問題への支援にとどまらず何らかの活動を行なおうとする場合には、同じ目的を持った仲間を見つけ出す必要があります。またそれぞれの問題を得意とするグループとの関係づくりを進めることで効率的な支援活動が可能となります。当然、主義主張を超えた連携体制が必要といえますし、市内から県内、県内から他県へと連携体制が広がっていけばより広域での支援が可能になります。

【新居浜の事例】

広域での支援体制が機能した例として、新居浜の造船所で働くインドネシア人技能実習生18名の問題がありました。宗教はムスリムでした。大雑把な流れは次の通りです。

- (1) 日曜日しか休みが無く、それが当たり前とっていたら、お祭りで仕事が休みになり、遊びに出て、他の会社で働く同じ国の技能実習生と出会い、休みが少ないことや残業代が無いことはあり得ないと教えられたので会社に話したら即帰国させられることになり、今日市役

- 所に手続に行った。残りの半分は明日市役所に行き、2・3日以内に帰国させられる。
- (2) 彼らのうちの一人が知り合いの、北九州市に住む大学の先生に支援依頼をする。
 - (3) 先生はあちこちに支援依頼をするがすべて断られた。
 - (4) 支援依頼された一人にカトリック松山教会の J-CaRM のメンバーの社労士がいた。
 - (5) 彼が岡山で開催された J-CaRM の全国大会で私の講演を聞いており、思い出して、連絡してきたので、了承した。
 - (6) 大学の先生を介して実習生達と連絡を取る一方、J-CaRM の会議で知り合いとなっていた高松教区の J-CaRM 責任者が新居浜教会の司祭をしていたので、通訳、宿泊先の確保と宿舎から移送する際の車両の手配を依頼した。
 - (7) 同時に広島ユニオンに支援依頼をし、新居浜へ同行の承諾を得る。
 - (8) この計画が漏れ、母国の家族や送出し機関から思いとどまるよう連絡がはいり、会社が残業代を支払うと言っているのをこれを受け入れて帰国するとの連絡があったため実際に動くことは無かった。
 - (9) 残業代は1人70万円程度、総額1200万円程度と考えていた。受領額不明。

おわりに

外国人の抱える問題をお話しさせていただきましたが、一番難しいのは問題を抱えた外国人との関係づくりといえます。教会に来ている人達は生活の安定した人達であり、日本の社会になじんでおり自分自身で問題を解決することができます。このグループとの関係で外国人問題への取組を考えていくと単なる国際交流に終わってしまいかねません。しかも教会に来ている人達は極わずかです。遠隔地に住んでいたり、教会の近所の歓楽街で夜の仕事をしていたり、日曜日にも仕事をしていたりと様々な理由で教会に来ることができない外国人が沢山います。こうした外国人との関係づくりをどのように進めるかは私たち支援する側の課題であると同時に教会の課題でもあるといえます。